

都道府県	設立区分	学校名	入試種別	活用の種類	活用の詳細内容	対象級
栃木県	県立		一般・推薦・その他	合否判定考慮	考慮の有無は、各学校の判断による。 資格・検定については以下の i ~ iiiに記載することができる。 i 「調査書」(校外活動) ii 「推薦書」(教科学習、特別活動等への取り組み状況等) iii 「フレックス特別選抜志願理由書」	-

<参考>平成24年度栃木県立高等学校入学者選抜実施細則(抜粋)

詳細は、栃木県教育委員会ホームページ(<http://www.pref.tochigi.lg.jp/m04/education/gakkoukyouiku/koutou/h24koukounyuusi.html>)を参照のこと。

※太字は協会による

第1 全日制課程について

5 入学者の選抜

(2) 選抜の方法

イ 入学者の選抜は、**調査書**、学力検査の成績、面接及び実技検査を行った場合はその結果等を資料として総合的に行うものとする。(略)

ウ (略) **調査書**は、各学年における「各教科の学習の記録」の必修教科の評定を点数化(500点満点)し、それ以外については点数化しない。

エ 学力検査と**調査書**の評定と比重の置き方については、次の(ア)から(ケ)までの範囲で、各学校・学科(系・科)ごとに定め、これに基づき、学力点、**調査書**点を求める。(ア)1:9 (イ)2:8 (ウ)3:7 (エ)4:6 (オ)5:5 (カ)6:4 (キ)7:3 (ク)8:2 (ケ)9:1

(3) 選抜の手順等

ア 第一次審議

(2)のウ、エにより求めた学力点と調査書点との合計点の順位が、上位から定員の80%以内にある者(ただし、受検者が定員に満たない場合は、受検者の80%以内にある者)を選び、学力点、**調査書**点、**調査書**の点数化されない部分を総合的に判断し、原則として合格させる。

イ 第二次審議

第一次審議で合格した者を除いた受検者を対象とし、学力点、**調査書**点、**調査書**の点数化されない部分、面接及び実技検査の結果(実施校)等を総合的に十分勘案して合格者を決定する。

8 推薦入学

(4) 入学者の選抜

イ 推薦入学者の選抜は、中学校長から送付された**調査書**、**推薦書**及び面接結果(作文又は小論文を課した場合にあっては、その結果を含む。)等を資料として総合的に行うものとする。

第2 定時制過程について

3 入学者の選抜

(3) 学力検査と**調査書**の評定との比重の置き方は5:5とする(ともに500点満点)。

6 フレックス特別選抜

(6) 入学者の選抜等

イ フレックス特別選抜は、**調査書**、**志願理由書(自己PR書)**、面接及び作文の結果を資料として総合的に行うものとする。

第3 通信制課程について

3 入学者の選抜

入学者の選抜は、**調査書**その他必要な書類及び面接の結果等を資料として総合的に行うものとする。